

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置		
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 80 条第 1 項、第 81 条第 6 項、租税特別措置法施行令第 42 条の 6、租税特別措置法施行規則第 30 条の 2、第 31 条）		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲134 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 過剰な設備投資等により過剰債務状態に陥り、事業継続が困難となっている企業について、私的整理において債権放棄等による抜本的な事業再生を図る手法は、金融機関等による直接放棄を受ける方法（「直接放棄方式」と、「第二会社方式」）に大別される。 このうち、中小企業の事業再生においては、近年、「第二会社方式」を採用する案件が増加している。 事業再生には、受け皿会社（第二会社）において事業譲受けの決済資金を確保する必要があるほか、事業再生計画を着実に進める上で重要なデューデリジェンス費用等、再生計画の策定・実行に要する処理費用が必要不可欠である。しかし、過剰債務状態である中小企業においては、資金繰りが逼迫しているため、事業再生に伴うコスト負担は重たいものとなっている。 とりわけ、「第二会社方式」では、「直接放棄方式」では発生しない事業譲渡や会社分割に伴う登録免許税や不動産取得税の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」に比べて事業再生に伴うコストが多くかかることが、「第二会社方式」の更なる活用促進を図る上でのボトルネックとなっている。 中小企業の再生を図る観点からは、「第二会社方式」特有の事業再生にかかるコストを軽減することでボトルネックを解消し、中小企業に対して多様な再生手法を用意し、再生の機会を可能な限りより多く提供していくことが重要である。地域の中小企業の再生及び雇用の確保を図るといった政策目的に資する「第二会社方式」の円滑な活用を促すためには、本税制措置が必要である。</p>		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長																											
	政策の達成目標	中小企業再生支援協議会等の支援によって、経営困難な状況にある地域中小企業の債務の抜本的処理と事業の収益性改善等を図り、事業再生を促進する。以て、地域経済の活力維持や雇用の維持・確保を図る。 具体的には、中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件とし、再生計画完了件数を年間500件とする。																											
	租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	延長期間：平成24年4月1日～平成26年3月31日までの2年間。																											
	同上の期間中の達成目標	全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間50件程度とする。																											
	政策目標の達成状況	○中小企業再生支援協議会への相談件数・再生計画完了件数の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数</th> <th>完了件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>3395件</td> <td>101件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>2666件</td> <td>355件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>2798件</td> <td>438件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2584件</td> <td>485件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2731件</td> <td>394件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3164件</td> <td>332件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2873件</td> <td>476件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1929件</td> <td>364件</td> </tr> </tbody> </table>		相談件数	完了件数	平成15年度	3395件	101件	平成16年度	2666件	355件	平成17年度	2798件	438件	平成18年度	2584件	485件	平成19年度	2731件	394件	平成20年度	3164件	332件	平成21年度	2873件	476件	平成22年度	1929件	364件
		相談件数	完了件数																										
	平成15年度	3395件	101件																										
	平成16年度	2666件	355件																										
平成17年度	2798件	438件																											
平成18年度	2584件	485件																											
平成19年度	2731件	394件																											
平成20年度	3164件	332件																											
平成21年度	2873件	476件																											
平成22年度	1929件	364件																											
要望の措置の適用見込み	○適用期間内における本措置の適用事業者（法人）数 平成24年度：52件（見込み） 平成25年度：54件（見込み）																												
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「第二会社方式」の処理費用のうち、不動産移転に伴う税負担コスト（登録免許税及び不動産取得税）は、半分近くを占めているところ。 したがって、本税制措置により税負担コストが軽減されることは、「第二会社方式」の活用を促進し、中小企業の事業再生促進を図る上で有効である。 また、登録免許税が延長されなかった場合、直接放棄方式と第二会社方式で、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることとなる。																												
相当性	○「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた場合の税制上の措置 ・不動産取得税の軽減措置（地方税法附則第11条の4第3項）																												

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>中小企業再生支援協議会事業費 各都道府県に設置している上記協議会について、中小企業の再生計画策定支援を行うための窓口専門家及び外部専門家の活動費等について予算措置 24fy 予算要求額：約39.1億円</p>												
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>当該予算は、再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階（ステージ）が異なる。</p>												
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用（トランザクションコスト）が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。</p> <p>このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲渡に伴う登録免許税や不動産取得税（一定の要件を満たす会社分割を除く）の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くかかる。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、イコールフットイングを図り、中小企業に対して再生手法の選択肢を広げることは、政策目的を達成するための政策手段としての的確である。</p>												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>平成23年8月末現時で中小企業承継事業再生計画の認定実績は7件あり、その全てで本措置を適用している。 減収額は、46百万円。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2件</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4件</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1件</td> <td>4百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	減収額	平成21年度	2件	15百万円	平成22年度	4件	27百万円	平成23年度	1件	4百万円
		適用件数	減収額										
平成21年度	2件	15百万円											
平成22年度	4件	27百万円											
平成23年度	1件	4百万円											
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税（一定の要件をみたく会社分割を除く）の負担が発生する。</p> <p>このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、再生手法間によるイコールフットイングを図り、中小企業に対して再生手法の選択肢を広げることにより、政策目的の達成に寄与する。</p> <p>また、本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化に重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、これまで承継事業再生計画の認定を受けた7件は、すべて登録免許税の軽減措置を適用している。この7件の中には、税の支援措置のみ適用している案件が2件あるが、税の軽減措置により運転資金等を確保したいために、第二会社方式の承継事業再生計画の申請を行った案件でもある。</p>												

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間100件程度とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成21年12月から施行された金融円滑化法により金融機関がリスクジュールに依りやすい環境にあり、抜本的な再生手法をとらずにすむ案件が多かったこと（なお、金融円滑化法は平成23年度末までの時限立法）や、再生計画策定に予定していたよりも時間がかかり、計画完了が後年度にずれ込んだ案件があることにより、目標達成には至らなかった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成21年度 創設 平成22年度 2年延長</p>